

(様式第7号) (第51条の6、第54条の2、第55条関係)

対象事業変更報告書

令和2年5月14日

長野県知事 阿部 守一様

松本市長 臥雲 義尚様
安曇野市長 宮澤 宗弘様
池田町長 甕 聖章様

住所 長野県安曇野市穂高北穂高1589番地2

氏名 穂高広域施設組合

管理者 宮澤 宗弘

長野県環境影響評価条例第31条第1項（長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項）の規定により、下記のとおり送付します。

記

| | | |
|------------|-------------------------|--------|
| 対象事業の名称 | 穂高広域施設組合 新ごみ処理施設整備・運営事業 | |
| 変更しようとする内容 | 変更前 | 別添のとおり |
| | 変更後 | 別添のとおり |

(備考) 必要に応じ、変更しようとする内容に係る図面又は写真を添付すること。

穂高広域施設組合 新ごみ処理施設整備・運営事業
施工計画に係る変更点

対象事業変更履歴

| 変更 | 提出日 | 内 容 |
|-------|-------------|--|
| — | 平成 30 年 2 月 | 穂高広域施設組合 新ごみ処理施設整備・運営事業に係る環境影響評価書 |
| 第 1 回 | 令和 2 年 5 月 | 対象事業変更報告書 提出図書 ・ 施工計画に係る変更について [変更点] ・ 施工計画（防火水槽追加） ・ 施工計画（湧出水処理計画追加） ・ 環境保全措置（揚水及び排水対策追加） |

施工計画に係る変更について

1. 変更の経緯

本事業に係る環境影響評価書を平成 30 年 2 月に提出した後、対象事業実施区域が立地する安曇野市の「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」（平成 22 年 9 月 30 日安曇野市条例第 28 号）に則り、特定開発事業の認定手続きを進めてきた。

この中で、周辺地域の消防水利施設の配置状況の観点から、安曇野市より消防水利施設の設置要望があったため、当初計画していなかった防火水槽を設置することとした。

2. 変更の内容（施工計画）

対象事業実施区域内に当初計画していなかった防火水槽を設置するにあたり、施工計画について次のような変更が生じる。

- ・ 40m³の防火水槽（外寸：長さ 6.6m、幅 3.4m、高さ 2.6m）を地下に埋め込むため、マンホール部の高さに合わせて 4.3m の掘削が必要となる。
- ・ 掘削深が概ね地下 2m 程度にある地下水位面より深く、既に終了した地盤改良の範囲外であるため、施工に伴い発生する湧水の汲み上げを行う。
- ・ 湧水量は 60m³/h 程度と想定しており、場内の地下浸透では対応しきれないため、やむを得ず場外へ排水する。
- ・ 西側側溝を通して南側用水へ排水する。
- ・ 施工期間は 20 日程度を予定している。

| | |
|------|--|
| 施工内容 | 防火水槽の設置と施工中の排水処理 |
| 施工場所 | 図 2-1 参照 |
| 施工工程 | 令和 2 年 5 月中旬～ 20 日間程度 |
| 施工計画 | 防火水槽の規模：40m ³ （掘削深さ：GL-4.3m） 排水処理水槽の規模：20m ³ ×3 基（地上設置） 排水量の想定：60m ³ /h 処理後排水の水質目標 浮遊物質：50mg/L 以下（濁度 50 以下） pH : 6.5～8.5 |

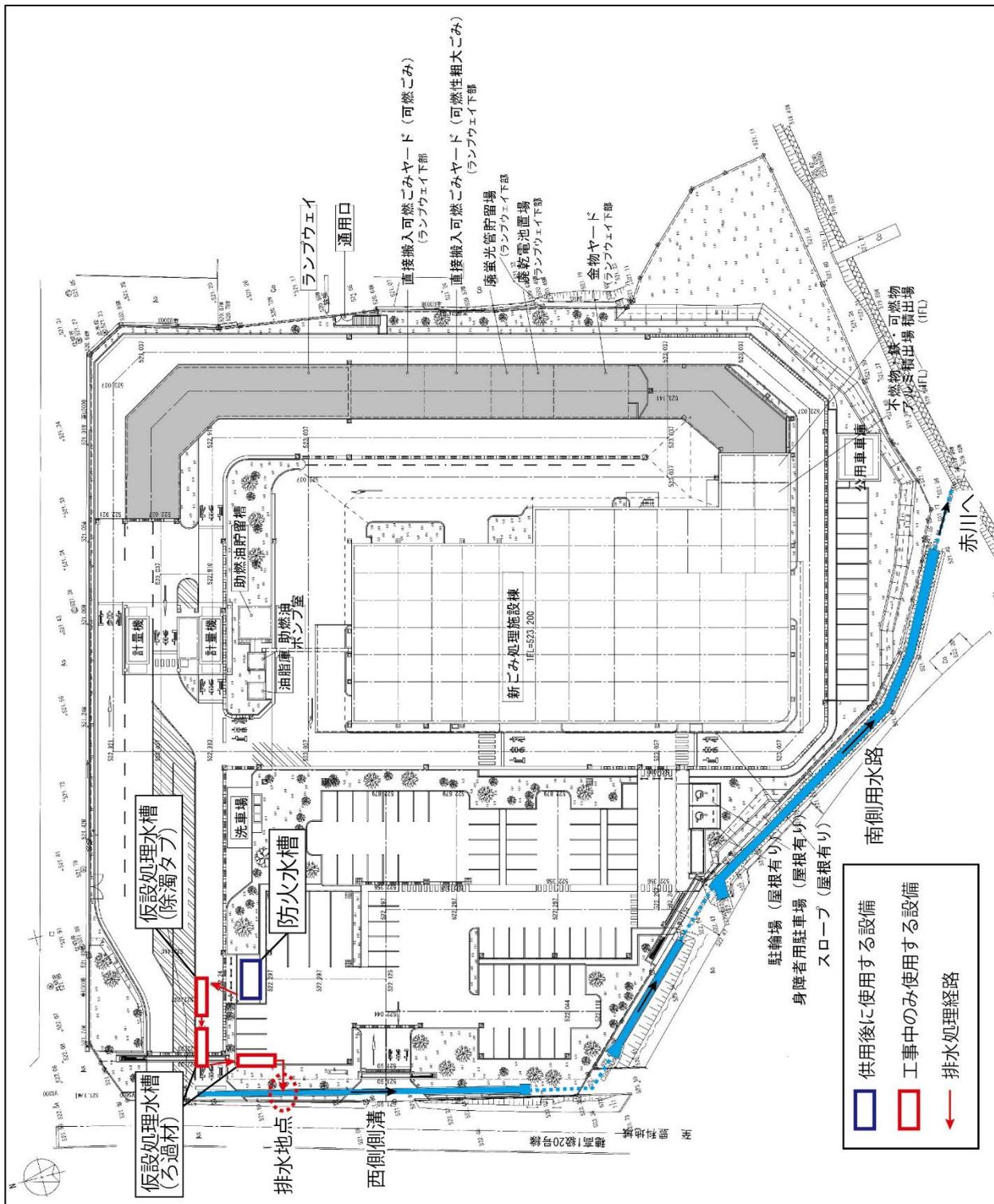


図 2-1 施工場所及び施工内容

3. 施工計画の変更に伴う環境保全措置の見直し

評価書では、矢板等の設置、地盤改良等により湧水量を抑え、排水にたよらない適切な掘削方法を採用することにより、施工に伴う地下水位及び河川水質への影響は小さいと予測し、環境保全に関する目標を満足すると評価した。

今回の施工計画の変更に伴い、湧水の汲み上げ及び場外排水が避けがたいことから、地下水位への影響及び河川水質への影響を回避・低減するための措置として、水質及び水象について次のような環境保全措置を追加する。

(1) 水質

1) 変更前（評価書 p4-6-13）

表 4.6.16 環境保全措置（工事による影響）

| 時期 | 環境保全措置 | 環境保全措置の内容 | 環境保全措置の種類 |
|-----|-----------------|---|-----------|
| 降雨時 | 沈砂池の設置 | 沈砂池を設け、濁水の土砂を沈降させ、上澄みを放流する | 低減 |
| | 雨水排水の濁りの監視 | 降雨時には速やかに雨水排水の濁りの状況を目視により監視し、濁りが認められた場合には濁水を沈降させ、上澄みを放流する | 低減 |
| | 凝集剤による土壌の沈殿促進 | 放流水質が降雨時の河川水質を悪化させるおそれがある場合には、沈砂池において凝集剤による土壌の沈殿を行う | 低減 |
| | アルカリ排水の中和及び流出防止 | pH 調整機能を備えた沈砂池を設置する等の対策により、アルカリ排水の流出を防止する | 低減 |

2) 変更後

表 4.6.16 環境保全措置（工事による影響）

| 時期 | 環境保全措置 | 環境保全措置の内容 | 環境保全措置の種類 |
|-------|-----------------|---|-----------|
| 降雨時 | 沈砂池の設置 | 沈砂池を設け、濁水の土砂を沈降させ、上澄みを放流する | 低減 |
| | 雨水排水の濁りの監視 | 降雨時には速やかに雨水排水の濁りの状況を目視により監視し、濁りが認められた場合には濁水を沈降させ、上澄みを放流する | 低減 |
| | 凝集剤による土壌の沈殿促進 | 放流水質が降雨時の河川水質を悪化させるおそれがある場合には、沈砂池において凝集剤による土壌の沈殿を行う | 低減 |
| | アルカリ排水の中和及び流出防止 | pH 調整機能を備えた沈砂池を設置する等の対策により、アルカリ排水の流出を防止する | 低減 |
| 湧水排水時 | 濁水処理の実施 | 湧水を場外へ排水する場合は、十分な容量の仮設処理水槽を設置し、濁水処理資材等により処理してから放流する | 低減 |
| | 放流水の監視 | 湧水を場外へ排水する場合は、濁度及び pH を定期的に監視し、異常があれば速やかに対策を講じる | 低減 |

なお、湧水排水時の水質に係る環境保全措置は次のように実施する。

- ・十分な容量の仮設処理水槽を3基設置してろ過材を充てんし、汲み上げた水を順次通過させることで濁水処理を行う。
- ・施工期間中は、日中数時間に一度の頻度で放流水の濁度及び pH を計測し、水質管理を行う。浮遊物

質量(SS)は分析に時間がかかるため、濁度での管理とする。濁度 50 以下、pH6.5~8.5 の範囲で管理する。

- ・濁度または pH が管理範囲から外れた場合には、放流を中止し、ろ過材の交換等を速やかに行う等対策を講じてから再開する。

(2) 水象

1) 変更前 (評価書 p4-7-15)

表 4.7.9 環境保全措置 (工事中の掘削)

| 環境保全措置 | 環境保全措置の内容 | 環境保全措置の種類 |
|---------------|--|-----------|
| 掘削面積、掘削深度の最小化 | 施設設計にあたっては掘削面積及び掘削深度の最小化を図る | 低減 |
| 適切な掘削方法の検討 | 矢板等の設置、地盤改良等により湧水量を抑え、排水にたよらない適切な掘削方法を採用する | 低減 |
| 適切な掘削時期の検討 | 掘削時の地下水の影響を最小化するために、渇水期に掘削を開始する | 低減 |

2) 変更後

表 4.7.9 環境保全措置 (工事中の掘削)

| 環境保全措置 | 環境保全措置の内容 | 環境保全措置の種類 |
|---------------|--|-----------|
| 掘削面積、掘削深度の最小化 | 施設設計にあたっては掘削面積及び掘削深度の最小化を図る | 低減 |
| 適切な掘削方法の検討 | 矢板等の設置、地盤改良等により湧水量を抑え、排水にたよらない適切な掘削方法を採用する | 低減 |
| 適切な掘削時期の検討 | 掘削時の地下水の影響を最小化するために、渇水期に掘削を開始する | 低減 |
| 湧水汲み上げの最小化 | 湧水を汲み上げる場合には、その汲み上げ量が少なくなるよう、施工期間を短くする | 低減 |
| 地下水位の監視 | 湧水を汲み上げる場合には、地下水位の連続観測を行い、水位を確認しながら施工を行う | 低減 |

なお、湧水汲み上げ時の水象に係る環境保全措置は次のように実施する。

- ・施工期間中は日中数時間に一度の頻度で、対象事業実施区域内に設置してある観測井の地下水位を監視し、顕著な地下水位の低下が起こらないよう管理する。
- ・施工期間中に観測井の地下水位が 519.6m (湿地の水面標高) を下回る場合は、地下水の汲み上げを中断し、地下水位の回復を図りながら施工する。